（仮称）朝霞市市制施行 60 周年記念市民フェスティバル
企画運営事業者選定に関する募集要領

1 事業目的

朝霞市は、令和 9 年に市制施行 60 周年を迎えます。これを記念し、市制施行 60 周年を広く市民とともに祝い、本市の魅力を発信するとともに、未来に向けた市民の一体感を醸成する記念イベント（以下「本イベント」という。）を開催します。

本要領は、民間事業者の豊かな発想と優れたノウハウを活用し、子どもから大人まで安全に楽しめる魅力ある企画及び独立採算による運営を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 イベント開催概要

（1）	イベント名称	（仮称）朝霞市市制施行 60 周年記念市民フェスティバル
（2）	日時（予定）	令和 9 年 5 月 22 日（土）午前 11 時から午後 8 時まで　※雨天決行・荒天中止
（3）	場所	市役所前広場、市役所前駐車場、コミュニティーセンター駐車場、体育館駐車場、朝霞市中央公園（陸上競技場、野球場等）及びシンボルロード周辺
（4）	主催	朝霞市
（5）	企画運営	受託事業者（以下「事業者」という。）

3 業務内容

事業者は、市及び関係機関と十分に協議した上で、以下の業務を誠実に遂行すること。

（1）業務名

（仮称）朝霞市市制施行 60 周年記念市民フェスティバル企画運営業務

（2）企画・広報支援業務

① 実施計画書の作成

会場利用計画、出店管理計画、安全・警備計画等を網羅した総合計画書を作成すること。

② 広報・PR 協力

イベント周知用チラシ、Web 用素材、ポスター等のデザイン作成及び告知に協力すること（本市広報紙や市公式 SNS 等との連携を含む。）。

（3）会場設営・催事企画・企業協賛等の管理業務

① 自主企画コンテンツの実施

子どもから大人までが楽しめる体験型アトラクション、ステージイベント、スポーツ・レクリエーション等を企画し、実施すること。

② 出店エリア（マルシェ・キッチンカー等）の運営

飲食出店（キッチンカー、テント店舗等）及び物販・体験型ブース等の募集、選定、保健所等の関係機関への届出、出店料の徴収並びに当日の安全・衛生管理を行うこと。

③ 企業協賛等の獲得及び管理

民間企業・団体等からの協賛等の募集、受入れ及び管理を行うこと。

（4）市主催事業及び関係機関ブースとの会場調整

① 市主催コンテンツの配置調整

市が自ら実施・進行する事業や各種行政施策ブースの設置場所を確保し、動線・空間レイアウトを調整すること。なお、実施・進行管理は市が行う。

② 柔軟な会場配置計画等

開催直前に新規アトラクション等を追加すること等に伴い、来場者の急増が予想される場合についても、市と協議の上、安全に配慮した配置計画の変更等に柔軟に対処できる体制を整えること。

※ 市道8号線（車道部分）、陸上競技場スタンド及びグラウンドは、市民等への一般開放を予定しており、出店エリア等には活用できません。

（5）会場設営・撤去及び設備調達

① 仮設設備の調達・設置・撤去

ステージ、音響・照明設備、テント、机・椅子、仮設電源、サイン類（誘導案内板等）の調達、設営及び撤去を行うこと。

② 会場の原状回復

イベント終了後、会場の原状回復を行うこと。

（6）安全管理・衛生管理及び環境配慮

① 安全管理・誘導体制

イベント会場内等における来場者の安全動線を確保し、迷子・救護体制を整備すること。

※ 公道等の交通規制及び周辺道路の警備経費は、市が負担します。

② ごみ収集・清掃運用への協力

市が実施する「ごみ集積所の開設・回収処分」と連携し、来場者へのごみ分別の呼びかけや、出店店舗周辺の随時清掃を行うこと。

③ 食品衛生管理

飲食出店者に対する食品衛生法等の遵守指導及び保健所等への申請・許可手続を一元管理すること。

4 事業費及び市の負担範囲

（1）委託料

市から事業者への委託料等の支払いはありません。事業者は、出店料収入、企業協賛金収入、各種コンテンツ参加料収入等の事業収入により、独立採算で業務を遂行するものとします。

（2）本市の負担・支援事項（予定）

① 会場周辺（公道等）の交通規制・警備費用の負担

② 会場内のごみ回収・処理費用の負担（ごみ集積所の開設、運搬処分）

③ イベント会場の占用許可及び減免

④ 市が自ら実施・進行を行う事業や行政施策ブース等にかかる費用

5 遵守事項等

(1)各種法令等の遵守

道路法、都市公園法、食品衛生法、消防法等の関係法令及び朝霞市の条例・規則等を遵守すること。

(2)損害賠償・保険加入

業務履行に際し、第三者に損害を与えた場合に備え、事業者は自らの負担において適切な損害賠償保険(イベント総合保険等)に加入すること。

(3)事故・緊急時対応

災害や重大事故が発生した場合は、速やかに本市及び警察・消防等の関係機関に連絡するなど、適切に対処すること。

(4)その他

本要領に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、朝霞市と事業者が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

(1)道路・公園等の公共空間等において、同規模の市民参加型イベントや屋外フェスティバル等の企画運営実績を有する法人又は団体であること。

(2)自立的事業(独立採算)としてのイベント運営を安全かつ円滑に遂行できる企画力・集客力及び経営基盤を有すること。

(3)国税及び地方税の滞納がないこと。

(4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(6)朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 8 年要綱)に基づく入札参加除外を受けていないこと。

7 スケジュール(予定)

実施内容	日程
(1)市ホームページへの公告(募集要領等の配布)	令和 8 年 11 月11日(水)
(2)質問の提出期限	令和 8 年 11 月18日(水)
(3)質問に対する回答	令和 8 年 11 月25日(水)
(4)参加申込書の提出期限	令和 8 年 12 月 1日(火)
(5)企画提案書の提出期限	令和 8 年 12 月11日(金)

実施内容	日程
(6)プレゼンテーション	令和８年12月17日(木)
(7)結果通知・公表(優先交渉権者の決定)	令和８年12月21日(月)
(8)基本協定の締結	令和８年12月下旬
(9)詳細協議・実施計画書の策定	令和８年12月下旬頃～
(10)公園等の使用許可、道路占用・道路使用許可	令和９年３月上旬(実施計画策定後)
(11)イベント実施	令和９年５月22日(土)

8 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1)受付期間

令和８年11月11日(水)から令和８年11月18日(水)午後４時まで(必着)

(2)提出方法

様式は自由とし、質問箇所と内容を記載した上で、「17　担当部署」宛てに電子メールで送付すること。電子メールの表題は「プロポーザル質問(事業者名)」とし、電子メール送信後、確認のため電話連絡を行ってください。

(3)回答

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書に取りまとめ、令和８年11月25日(水)に市ホームページで公表します。

9 参加申込の手続

(1)提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本募集要領の内容を十分に理解した上で、次に掲げる書類を提出してください。

① 参加申込書類(各１部)

ア 参加申込書(様式１)

イ 会社概要(様式任意。体制が分かるものであればパンフレット等も可)

② 企画提案書類(各８部)

ウ 企画提案書等提出書(様式２)

エ 企画提案書(任意様式) 本募集要領を踏まえ、作成してください。

オ 業務実績(様式任意) 同種・類似業務の実績について記載してください。

カ 業務実施体制(様式任意) 担当者(責任者を含む。)とその業務内容について記載してください。

キ 業務工程表(様式任意) 本募集要領を踏まえ、業務の工程表を作成してください。

ク 収支計画書(様式任意) 本事業の収支計画書を作成してください。

※エ 企画提案書は、A3判両面印刷(２枚程度)又はA4判両面印刷(４枚程度)とします。

(2)提出期限

① 参加申込書類:令和 8 年 12 月 1 日(火)午後 4 時まで

② 企画提案書類:令和 8 年 12 月 11 日(金)午後 4 時まで

(3)提出方法

① 参加申込書類:「17 担当部署」宛てに、電子メールで提出してください。

② 企画提案書類:「17 担当部署」宛てに、持参してください。

(4)提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は本プロポーザルの選考に限り使用するものとします。

10 審査及び審査基準

企画案等の審査は、市職員で構成する「朝霞市市制施行 60 周年記念市民フェスティバル企画運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、提出書類及びプレゼンテーション審査により実施します。なお、審査は非公開とするほか、本プロポーザルへの参加申込が 6 者以上あった場合、選定委員会において企画提案書等の内容を精査し、プレゼンテーションへの参加者を 5 者程度に選定する場合があります。

評価項目	主な評価の視点	配点
企画力・魅力度	市制 60 周年にふさわしい祝祭感があり、子どもから大人まで幅広く楽しめる魅力的な企画か。	25 点
会場計画・柔軟性	市主催事業や各種行政施策ブースの設置場所は確保されているか。 直前の追加・変更に対応できる具体的な体制及び手順が示されているか。	20 点
安全管理・動線	イベント会場内において、歩行者が安全かつ快適に回遊できる動線及び安全管理体制が確保されているか。	20 点
収支計画の実現性	出店料や企業協賛等による収支の算出根拠が現実的か。	20 点
業務履行能力	同規模イベントの運営実績、緊急時の対応を含めた実施体制が整っているか。	15 点
合計	－	100 点

11 優先交渉権者の選定

選定委員会において、上記「審査基準」に基づき総合的に審査し、総評価点が第 1 位の参加者を優先交渉権者、次順位の参加者を次点交渉権者として選定します。なお、参加者が 1 者の場合は、総評価点（合計）の平均が 70 点以上であれば、当該参加者を優先交渉権者として選定します。

12 プレゼンテーション

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施します。実施方法、日時及び場所等については、別途連絡します。

13 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知します。通知は電子メールにより、令和 8 年 12 月 21 日（月）に発信します。

14 基本協定

事業者と市は、イベントの目的、役割分担、費用負担の原則、安全管理の責任範囲などを定める基本協定を締結するものとします。

15 辞退

参加者が企画提案等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに辞退届（様式 3）を提出してください。

16 特記事項

（1）本プロポーザル参加に係る経費は、全て参加者の負担とします。

（2）「4　事業費及び市の負担範囲（2）本市の負担・支援事項（予定）」に記載した事項は、令和 9 年度朝霞市一般会計当初予算において、市が負担する関連予算（交通規制警備費、ごみ処理経費等）が市議会において可決成立することを条件として効力を有するものとします。

（3）上記（2）の条件が成就しなかった場合又は荒天その他やむを得ない理由により本イベントを実施することができないと認めるときは、イベントを中止する場合があります。その場合、イベント準備等に要した費用は、全て事業者が負担するものとします。

（4）提出された書類について、朝霞市情報公開条例の規定に基づき、本プロポーザルについて情報公開請求があった場合には、原則として公開の対象となります。

（5）審査結果（参加者名、点数、順位）は公表します。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しません。

（6）協定締結後においても、事業者が本プロポーザルへの参加要件を満たしていないことが明らかになった場合又は協定を履行することが著しく困難と判断した場合は、市は基本協定を解除することができます。

17 担当部署

朝霞市都市建設部まちづくり推進課ウォーカブル推進係（朝霞市役所 5 階）

住所　〒351－0081　朝霞市本町 1 丁目 1 番 1 号

電話　048-463-1629

メール　mati_zukuri@city.asaka.lg.jp